

青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 五月 二十日

青森県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

副広域連合長

船橋 芳久

青森県後期高齢者医療広域連合規則第五号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、第三号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第一号中「百分の百十一・五以上百分の百八十五」を「百分の百十四以上百分の百九十」に改め、同項第二号中「百分の百・五以上百分の百十一・五」を「百分の百三以上百分の百十四」に改め、同項第三号中「百分の八十九・五」を「百分の九十二」に改め、同項第四号中「百分の七十九」を「百分の八十四」に改める。

第二十二条第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第一号及び第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十五」に改め、同項第三号中「百分の四十・五」を「百分の四十三」に改める。

附 則

この規則は、令和五年五月三十一日から施行する。